環境トピックス

■問い合わせ先■　環境課　☎(32)8898

屋外での猫への餌やり行為はやめましょう

飼い主として責任をもって飼いましょう

屋外にいる猫による苦情が増えています。猫の適正飼養の推進として、「4S」での飼い方を勧めています。

室内飼養

猫は十分な食べ物があれば必ずしも広い空間を必要とせず、環境を整えることにより室内のみで飼養することができます。野良猫にエサをあげ、かわいがるのであれば、きちんと室内で飼いましょう。

飼養頭数のコントロール

猫は繁殖力が強く1頭のメスから1年間に20頭以上に増えることがあります。飼うことができる頭数で飼養しましょう。

避妊去勢手術の補助金助成制度を設けていますので、申請条件などについては環境課にご相談ください。

市ホームページ

終生飼養

飼い主は、猫の生態や習性を十分理解し、その命を終えるまで愛情と責任をもって飼いましょう。

所有者明示

災害時や逃げ出した場合に備えて、首輪に鑑札をつける、マイクロチップの情報を確認しておくなど対策をしておきましょう。

浄化槽をご使用の皆さまへ

浄化槽が正しく機能するよう、保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法により義務付けられています。

■**保守点検**(年に3～4回以上)　機器類の調整・消毒薬の補充などの保守点検を実施しましょう。県の登録業者に委託してください。

※種類や大きさによって異なります。

■**清掃**(年に1回以上)　浄化槽内に汚泥が溜まると臭いや水質悪化の原因になるため、汚泥の引き抜きなどを行いましょう。市で許可されている業者に委託してください。

■**法定検査**　保守点検・清掃とは別に、指定検査機関による次の2つの検査を必ず受けなければなりません。指定検査機関または保守点検業者に委託してください。

- 使用開始後4～8か月目までに受ける水質検査(7条検査)
- 毎年1回の定期検査(11条検査)

■**問い合わせ先**

(一社)栃木県浄化槽協会
☎028(633)1650

環境家計簿モニター募集中

環境家計簿とは、家庭で使用した電気やガスなどの使用量から温室効果ガスを算出して記録するものです。

モニターの方は希望により環境カウンセラーによる環境家計簿診断を無料で受けることができます。

■**対象者**　市在住の方(1世帯1回まで)

■**申込方法**　令和7年1月以降の12か月分の環境家計簿を記入し、メールまたは環境課窓口で申し込み

※記入用紙は環境課と市ホームページで配布しています。

■**申込期限**
令和8年3月2日(月)

■**その他**　モニターの方の中から抽選で、道の駅しもつけ商品券(1,000円分)を進呈します。また、環境カウンセラーによる診断を受けていただいた方には粗品を進呈します。

■**申し込み先**
環境課　☎(32)8898
✉kankyou@city.shimotsuke.lg.jp

市ホームページ

不用品リサイクル情報

市では、不用品リサイクル情報を提供しています。

〈譲りたい〉

植木鉢、ランドセル(青)、電動エアホッケー、ホットサンドトースター、折り畳みベッド、車用サンバイザー、テレビ(46インチ)、電子ピアノ、電子ピアノ用椅子、座椅子、大人用おむつ・子ども用おむつ

〈譲ってほしい〉

扇風機、ノートPC、自転車(24インチ)、タブレットPC、パソコンラック、液晶テレビ(50インチ)